



A 災害時は屋外スピーカーでの周知や各自防災組織等を通じて連絡を行い、更にテレビのテロップや携帯電話やスマートフォンでの情報提供を行っている。屋外スピーカーは聞き取りづらい部分もあるため、単身高齢者世帯等には個別受信器を貸与しており、取り組みを拡大していきたいと考えている。災害初期の段階は近所の方々と声を掛け合うなどしていただければと思う。避難指示があった場合は、避難所や親戚の家に行くなど命を守る行動をとっていただきたい。

Q 令和4年8月も大変な豪雨災害であり消防団や自主防災組織でもさまざま対応した。その中で、本部となかなか連絡が取れなかった。対策本部をはじめとする指示系統の確立を改めてお願いしたい。

A 災害の規模にもよるが、大きな災害時には町長を対策本部長として、関係各課が集まり、随時本部会議等を実施するなど情報共有を図っている。しかし、どうしても現場確認などで、手薄になることもある。これまでの災害を教訓として、情報を一

元化して対応するように、指示を徹底しているところである。今後とも自主防災組織の皆さまと連携して対応していきたいと思う。

Q 災害時の避難所開設について、避難所のレイアウトや物資等、なにもないような状態。県からは、行政機関と避難所施設との間で協議して準備していく旨、指導があるようだ。しっかりとした話し合いの中で避難所開設に向け対応をお願いしたい。

A 町では、令和2年に避難所開設マニュアルを作成し、各地区の自主防災会に避難所開設の基本方針を策定するようにお願いしてきた経過がある。しかしながら、地区によっては避難所開設の方針について確立していないような状況があるようなので、町と自主防災会とで内容を詰めて今後スムーズな避難所開設を行えるように対応したいと思う。

■耕作放棄地の解消や有害鳥獣対策について

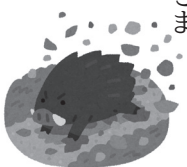
Q 耕作放棄地の発生防止と解

消に向け、どのような施策を実施しているか。

A 魅力ある農村農地を作るということで、日本型直接支払や多面的中山間協定面積の維持等の制度を活用しながら農地の保全に取り組んでいる。また、県の事業でもある「やまがた人・農地リニューアル事業」を活用しながら、どうしても発生してしまう耕作放棄地等の再生事業も実施しているところである。

Q 有害鳥獣への対策をお教えいただきたい。

A 電気柵が効果的であり、電気柵設置への支援をしている。家庭菜園への補助もおこなっており、また、地域でまとまって広域的な取り組みをする際は補助率を上げている。また、草刈等をしていただき山と人の住む境をはっきりさせて有害鳥獣へアピールすることも効果的である。実のなった柿の木などの放任果樹にも寄ってくるため、そういった放任果樹をなくすことも必要であり皆さまにもご協力いただきたい。



■空き家の活用について

Q 自治体で空き家内の家財道具やゴミを処理し、移住者を迎えていたりする事例がある。解体よりも新しい活用の仕方を町で提案できると良いと感じる。

A 空き家内の家財道具やゴミの処理は権利の問題もあり、町で対応することが難しい問題ではあるが、そういった事例もあるとのこと今後検討をさせていただきます。

掲載した内容のほかにも、林業再生に向けた取り組み、子育て支援の取り組み、少子化による学校のあり方、地域づくりへの支援など、幅広い分野にわたって意見交換を行いました。

いただいた意見をまとめたものは企画政策課および各地区コミュニティセンターでご覧いただけます。また町のホームページでもご覧いただけます。



▲ホームページ QRコード

＼ たくさんのご意見ありがとうございました！ ／

まちづくり座談会

令和4年10月28日から12月20日にかけて、感染症対策を徹底しながら各地区コミュニティセンターにおいて令和4年度まちづくり座談会を開催しました。6地区で合計188人の方にご参加いただきました。

今年度は、マイナンバーカードについての説明や、各地区の課題や要望などさまざまなご意見をいただきました。ありがとうございました。

このたびいただいたご意見は、今後の町政運営に反映させていただきます。ここでは、皆さんからいただいたご意見の中から主なものをお知らせします。

【問い合わせ】企画政策課情報係 ☎ 85-6121

■マイナンバーカードの取得・利用について

Q マイナンバーカードを持っていて健康保険証や公金受取口座の登録をしたい場合、何を持ってどこへ行けばよいのか教えてください。

A 健康保険証や口座の登録は役場でも受け付けている。窓口の混雑具合もあるため、町民課へご連絡いただき、予約して来庁いただきたい。その際はマイナンバーカードおよびマイナンバーカードの暗証番号、口座情報がわかるものをお持ちいただきたい。

Q マイナンバーカードは身分証明書として年々2〜3回程度使用している。マイナンバーカードでできることとして他の使用例はあるのか。

A マイナンバーカード保険証に対応している医療機関において、健康保険証として使用できる。また、ワクチン接種証明書アプリを利用して割引を受けたり、マイナポータルで自分の税情報や健康診断の情報をスマホやパソコンから確認することができる。

Q 医療機関を受診する際、健康保険証の有無は聞かれるがマイナンバーカードの有無は聞かれない。マイナンバーカードを提示した方がよいのか。

A マイナンバーカード保険証で受診したくと、医師が受診者の健診結果や薬の情報を見て診断に役立てることができる。実施しているかは医療機関によつて異なるため、受診した際に確認いただきたい。

Q 現在マイナンバーカード保険証を使用できる町内の医療機関はあるか。

A 現在把握しているのは、医療機関3か所、調剤薬局1か所の4か所である。(※1月22日現在、医療機関4・調剤薬局4)

Q 町内には多数の医療機関や調剤薬局があるが、4か所しか利用できないのであれば、まずはそちらの整備を先にしたい。

A 国では、令和5年の春からすべての医療機関で利用できるように整備を進めていくとのこと。



Q マイナンバーカードを健康保険証として使った場合、自己負担額はどうなるのか。

A マイナンバーカード保険証対応の医療機関においては、マイナンバーカード保険証を使つた場合は初診料6円、従来の保険証を使った場合は初診料12円かかる。

Q マイナンバーカードの使い方やメリットについて情報を発信していただきたい。

A 現在は申請いただく20,000ポイントの付与がある。今後はさまざまな情報がマイナンバーカードに一元化となってくる。乗り遅れることなくこの機会にお作りいただきたい。

■近年、頻発化・激甚化する災害について

Q 水害など災害が頻発している。各世帯に防災無線を貸与するなどの取り組みを行ってはいかがか。また、町内長や組長の連絡体制や役割が整っておらず、水害時に動くことができなかった。